

兵庫県簡易耐震診断員認定制度要領

(目的)

第1条 この要領は、兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）

第2条第1号に規定する簡易耐震診断員の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定台帳 各簡易耐震診断員の兵庫県簡易耐震診断員認定証（以下「認定証」という。）の発行日及び有効期限、第6条第1項各号に記載する事項のほか、必要な情報を記載した名簿のことをいう。

(2) 耐震診断技術者名簿 有効期限内の認定証を有する簡易耐震診断員の名簿のことをいい、申込者が耐震診断の申込をするに当たって必要となる情報を記載したものをいう（以下「登録簿」という。）。

(3) 耐震診断技術者 登録簿に登録された簡易耐震診断員のことをいう。

(4) 補助事業 県内市町が兵庫県まちづくり部補助金交付要綱及び実施要領に基づき、耐震診断技術者を派遣して耐震診断を実施する簡易耐震診断推進事業をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領における用語の意義は、実施要領第2条各号に定めるところによる。

(簡易耐震診断員の認定要件)

第3条 簡易耐震診断員の認定を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、第2項に定める受託可能な構造種別ごとに第3項に規定する講習会を受講した者のうち、兵庫県まちづくり部建築指導課が開催する簡易耐震診断員認定説明会に参加した者とする。

(1) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士（それぞれ建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項、第3項又は第4項に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士をいう。以下同じ。）

(2) 兵庫県知事（以下「知事」という。）の登録を受けた建築士事務所に所属している者

(3) 建築に関する実務経験が5年以上ある者

2 簡易耐震診断員が受託できる構造種別は、次の各号に掲げる建築士資格の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一級建築士 木造、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造（コンクリートブロック造を含む。以下同じ。）

(2) 二級建築士 木造、鉄骨造（戸建住宅に限る。）又は鉄筋コンクリート造（戸建住宅に限る。）

(3) 木造建築士 木造

3 受託可能な構造種別ごとに県が指定する講習会は、次の各号に定める講習会又はその他知事が認める講習会とする。

(1) 木造 一般財団法人日本建築防災協会主催「木造耐震診断資格者講習会」

(2) 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会主催「鉄骨造耐震診断資格者講習会」

(3) 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会主催「鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習会」

(認定の申請)

第4条 簡易耐震診断員の認定を受けようとする者は、「兵庫県簡易耐震診断員認定申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法第5条第2項の規定による建築士免許証の写し
- (2) 写真（申請前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって縦4cm、横3cmのものを2枚又は電子で申請する場合は、デジタルカメラ、スマートフォンなどで申請前6箇月以内に正面、上半身、無帽、無背景であって撮影した本人確認ができる鮮明なデジタル化された写真で、縦横比が4：3のもの。以下同じ。）
- (3) 法第23条の3第2項の規定による建築士事務所登録済証の写し
- (4) 誓約書（第1号の2様式）
- (5) 前条第3項に規定する講習会の受講修了証又は同講習会の受講を証する書類の写し（認定証の交付）

第5条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その申請内容が第3条の規定による認定要件に適合するか審査し、適合することを確認した場合は、当該申請者を簡易耐震診断員として認定する。

- 2 知事は、前項の認定をした場合は、当該簡易耐震診断員あてに認定証（第2号様式）を交付するものとする。
- 3 認定証の有効期限は、認定証の発行日の属する年度の終了する日から起算して4年を経過した日までとする。
（認定台帳等への登録）

第5条の2 知事は、前条第2項の規定により認定証を交付した場合は、速やかに簡易耐震診断員として、認定台帳に記載する。

- 2 知事は、前条第2項の規定により認定証を交付した場合は、速やかに登録簿に登録するものとする。
- 3 知事は、前項により登録した登録簿及び登録した簡易耐震診断員の電子メールアドレスを市町に提供するものとする。
（認定台帳記載事項の変更）

第6条 簡易耐震診断員は、次に掲げる認定台帳記載事項のいずれかに変更が生じた場合は、速やかに兵庫県簡易耐震診断員 認定台帳記載事項変更届（第3号様式。以下「変更届」という。）を知事に提出するものとする。

- (1) 簡易耐震診断員の氏名
 - (2) 簡易耐震診断員の建築士の種別及び建築士登録番号
 - (3) 所属する建築士事務所の名称、登録番号、代表者の氏名、所在地又は連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）
 - (4) 簡易耐震診断員の受託可能な構造種別
- 2 変更届の提出に当たっては、兵庫県簡易耐震診断員 変更事項一覧（第3号の2様式）及び前項第1号から第4号までの変更内容に応じて、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 前項第1号又は第2号に掲げる事項を変更する場合 第4条第1号に定める書類（建築士免許証の写し）又は建築士免許証を変更したことを証する図書の写し及び同条第2号に定める写真並びに認定証
 - (2) 前項第3号に掲げる事項を変更する場合 第4条第3号に定める書類（建築士事務所登録済証の写し）
 - (3) 前項第4号に掲げる構造種別を追加する場合 第4条第5号に定める書類（講習会の受講修了証又は同講習会の受講を証する書類の写し）及び同条第2号に定める写真並びに認定証
 - 3 知事は、第1項第1号又は第4号の変更による変更届を受理した場合は、原則として、認定証を再交付するものとする。
 - 4 前項の規定により再交付する認定証の有効期限は、変更前の認定証の有効期限と同日

とする。

- 5 知事は、変更届を受理した場合は、必要に応じて、認定台帳及び登録簿を変更し、市町に情報提供するものとする。

(認定証の更新)

第6条の2 認定証の更新を受けようとする者は、原則として、有効期限の2箇月前までに簡易耐震診断員認定証更新申請書(第4号様式。以下「更新申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。また、オンラインシステムを利用して認定証の更新をする場合は、専用のWEBフォームへの入力及び次に掲げる書類等を電子データ化して添付するものとする。

(1) 写真

(2) 誓約書(第1号の2様式)

- 2 前項の更新と合わせて第6条第1項第1号から第4号までの認定台帳記載事項のうちのいずれかの変更を行う場合は、前条第2項の規定を準用するものとする。この場合、前条第2項第1号及び第3号の認定証は不要とする。
- 3 知事は、第1項の規定による申請があった場合は、当該申請者に対し、更新した認定証を交付するものとする。
- 4 更新後の認定証の有効期限は、更新後の認定証の発行日の属する年度の終了する日から起算して4年を経過した日までとする。
- 5 知事は、第3項により更新した認定証を交付した場合は、必要に応じて、認定台帳及び登録簿を変更し、市町に情報提供するものとする。

(認定証の再交付)

第6条の3 前条第1項による簡易耐震診断員認定証更新申請書を提出していない簡易耐震診断員又は認定台帳に記載はあるものの有効期限内の認定証を有していない簡易耐震診断員その他これらに類する簡易耐震診断員が、再度、認定証の交付を受けようとする場合は、兵庫県簡易耐震診断員認定証再交付申請書(第4号の2様式)に次に掲げる書類等を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 写真

(2) 誓約書(第1号の2様式)

- 2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請者に対し、認定証を再交付するものとする。
- 3 再交付する認定証の有効期限は、再交付後の認定証の発行日の属する年度の終了する日から起算して4年を経過した日までとする。
- 4 第1項の認定証の再交付と合わせて第6条第1項第1号から第4号までの認定台帳記載事項のうちのいずれかの変更を行う場合は、前条第2項の規定を準用するものとする。
- 5 知事は、第2項により認定証を再交付した場合は、前条第5項の規定を準用するものとする。

(有効期限内の認定証の再交付)

第7条 簡易耐震診断員は、認定証を亡失、滅失、汚損、破損した場合は、兵庫県簡易耐震診断員認定証再交付申請書(第4号の2様式)に次に掲げる書類等を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 写真

(2) 誓約書(第1号の2様式)

- 2 知事は、前項の規定による申請を受けた場合において、やむを得ないと認めるときは、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 前項の規定により再交付する認定証の有効期限は、亡失、滅失、汚損、破損した認定証の有効期限と同日とする。

(認定証の返納)

第7条の2 有効期限内の認定証を有する簡易耐震診断員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、当該各号に定める者は、当該認定証を知事に返納するものとする。

- (1) 死亡したとき その法定代理人又は親族
- (2) 建築士の免許を取り消されたとき 本人又はその法定代理人若しくは親族
- (3) 建築士事務所に所属しなくなったとき 本人
- (4) その他、簡易耐震診断の業務を行わなくなったとき 本人

2 簡易耐震診断員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当するとき、当該各号に定める者は、認定の取消を申し出るものとする。ただし、同項第3号又は第4号に該当する場合、その期間が一時的なものであれば、この限りではない。

3 第1項の返納又は前項の申出は、第5号様式により行うものとする。

(認定の取消)

第8条 知事は、簡易耐震診断員が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項第1号又は第2号の要件を満たさなくなった場合
- (2) 第9条に定める簡易耐震診断員の遵守すべき事項に反した場合
- (3) 簡易耐震診断員又はその相続人、法定代理人若しくは親族から前条第2項による認定取消の申出があった場合
- (4) 認定証の有効期限満了日から、5年を経過する日までに新たな認定証の交付を受けていない場合
- (5) 前4号に規定する場合のほか、知事が認定を取り消すことが必要と認める場合

2 知事は、前項第1号、第2号又は第5号に該当するものとして認定を取り消した場合は、その旨を本人又は認定台帳に記載している建築士事務所に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに有効期限内の認定証を第5号様式により返納しなければならない。

4 知事は、第1項により認定を取り消した場合は、当該簡易耐震診断員を認定台帳から削除するものとする。

(登録の抹消)

第8条の2 知事は、簡易耐震診断員が次のいずれかに該当する場合は、当該簡易耐震診断員に当たる耐震診断技術者を登録簿から抹消し、市町に情報提供するものとする。

- (1) 第7条の2第1項による認定証の返納をした者
- (2) 前条第1項により認定を取り消された者
- (3) 有効期限内の認定証を有していない者

(建築士事務所の代表者からの登録抹消の申出)

第8条の3 簡易耐震診断員が認定台帳に記載する「所属する建築士事務所」に所属しなくなった場合、当該簡易耐震診断員の所属していた建築士事務所の代表者は、第6号様式により当該簡易耐震診断員の登録簿からの抹消を知事に申し出るものとする。

2 知事は、前項の申出があった場合、当該簡易耐震診断員を登録簿から抹消し、必要に応じて、認定台帳を変更し、市町に情報提供するものとする。

(簡易耐震診断員の遵守すべき事項)

第9条 簡易耐震診断員は、補助事業に係る業務を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上知り得た情報や調査した資料等を他に漏らさないこと。
- (2) 補助事業の実施後、必要な場合は耐震補強設計、改修工事に導くための適切なフォローアップに努めること。

2 簡易耐震診断員は、補助事業に係る業務を行う際、常に認定証を携帯するものとし、

関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 (平成24年9月20日)

この要領は、平成24年9月20日から施行する。

附 則 (平成26年5月1日)

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月6日)

この要領は、平成27年11月6日から施行する。

なお、平成27年度新規登録者については、第5条第2項中「平成28年3月31日まで」とあるのは「平成33年3月31日まで」とする。

附 則 (平成28年4月1日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月1日)

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月24日建指第2975号)

(施行期日)

1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項による変更届の提出及び第6条の2第1項の更新申請書の提出は、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和8年3月30日建指第3827号)

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。